

岡崎市都市政策部建築指導課からのお願い！

不特定多数の人が利用する建築物を管理されている方へ

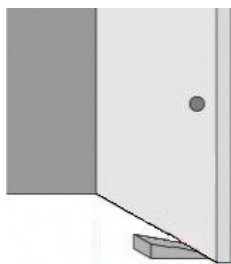


多数の人が利用する避難設備は、日頃から**点検**してください。

防火戸の適切管理について

防火戸（防火シャッター）とは、火災発生時に、他の部屋や階段へ炎や煙の侵入を防ぎ、避難経路を確保するため、階段部分などに設置されています。

防火戸が適切に作動しないと、階段に煙やガスが充満し、建物の上階の利用者は避難経路を失い、大変危険です。



防火戸が閉じない状況である



障害物があり、防火シャッターが閉まらない

避難通路等の適切管理について

火災は、建築物のどこで発生し、炎や煙がどのように拡散するか分かりません。万が一、火災が発生した場合でも、安全に避難できるように廊下、階段等の避難経路が確保されるように、物品などが置かれていないように適切に管理しましょう。



避難階段前や階段に物品が置かれている

ルール違反になると

法令に違反している建築物は、**所有者自らの責任で直さなければいけません。**
(違反建築物の所有者等には、厳しい処分や法的な罰則が科せられる場合があります。)



○建築基準法に関する相談
建築指導課建築審査係
TEL 0564-23-6332

○改善に関する相談
建築指導課監察指導係
TEL 0564-23-6816